

## プロトコールのコミュニティ組織：

### 医療—SAPACP

#### オタワ病院性的暴行・パートナー虐待ケアプログラム (SAPACP) の成人向けサービス (The Ottawa Hospital Sexual Assault and Partner Abuse Care Program (SAPACP) Services for Adults)

---

##### The Ottawa Hospital – Civic Campus

1053 Carling Avenue,

Ottawa, ON K1Y 4E9

電話 (24 時間受付) ..... (613) 738-3762

TTY (テキスト電話) ..... (613) 738-8544

#### アクセスの容易さ

このプログラムを利用しやすくするために、以下の特徴／サービスが取り入れられている。

- プログラムのスタッフは英語とフランス語の両方を自由に話すことができる。
- 聴覚障害者のために TTY (テキスト電話) 2 回線が準備されている (緊急用と SAPACP 事務所用)。
- 車椅子からの移動が簡単な低い検査用椅子が用意されている。
- 要求があれば手話通訳と言語の通訳を利用することができる。料金は SAPACP が負担する。
- プログラムのパンフレットはフランス語と英語で書かれている。
- 薬はサービスの一部として無料で利用できる。
- 3 日間、緊急付き添いが行われる。

#### 公約

私たちは、そのサービスの責務の範囲内で、

- サービスを求めるすべての人を排除せず、平等に扱い、人種、言語、民族、ジェンダー、年齢、性的指向、社会経済的地位、職業的地位、個人の能力に関わる問題への敏感さを持つ。
- すべてのスタッフ／メンバーがこのプロトコールの内容と手順を熟知する。

私たちは、

- 性的暴行が起こったときから 2 週間以内に、その被害者／サバイバーに対して医療を提供する。
- 1 年間、最高 8 回まで、精神的、治療的なサポートを行う。
- 被害者／サバイバーが自分に可能なオプションについて理解するのを支援し、自分で決定するのを手助けする。

THE OTTAWA SEXUAL ASSAULT PROTOCOL  
COMMITTED TO WORKING TOGETHER  
JANUARY 2006 (仮訳)

- 被害者／サバイバーが決定したならば、暴行から 72 時間以内に性的暴行証拠キット (SAE キット) を使った証拠収集を行う。
- 要求があれば、司法に対して証拠を提出する。
- 被害者／サバイバーが指示したならば、オタワ警察の関与を求める。
- 性的暴行とパートナー虐待に関して人々の意識を高め、被害者を保護するために、警察、コミュニティ組織、その他の関連当事者と連携・協力する。
- 医療従事者としての義務に従い、児童保護局 (Child Protective Services) の規定に従う。

### 説明責任

SAPACP のスタッフは、オンタリオ看護師協会 (Ontario College of Nurses)、オンタリオ社会福祉士協会 (Ontario College of Social Workers and Social Service Workers)、保健・長期療養省 (Ministry of Health and Long Term Care)、オタワ病院 (Ottawa Hospital) を含む各種の行政機関や組織に対して説明責任を負っている。

問題や苦情があるときは、性的暴行・パートナー虐待ケアプログラム・コーディネーター (電話 798-5555、内線 16555)、またはオタワ病院市民キャンパス患者リレーションズ・コーディネーター (電話 798-5555) に伝えることができる。

- \* 性的暴行・パートナー虐待ケアプログラム (SAPACP) は、オンタリオ東部子ども病院 (Children's Hospital of Eastern Ontario : CHEO) で子どもと 16 才までの青少年に対するサービスも提供している。子どもへのサービスについては『オタワ=カールトン児童性的虐待プロトコール』(1989 年) を参照のこと

### 業務時間

1 日 24 時間、週 7 日、年中無休

### 手順

#### 初期対応：トリアージ看護師

性的暴行を受けた人が救急部を訪れたとき、トリアージ看護師が以下を行う。

1. 初期評価を行う。SAPACP RN (登録看護師) の診察を受けたいかどうかを尋ねる。
2. 待機している SAPACP RN に連絡する

#### 初期対応：SAPACP RN

病院から呼び出しを受けてから 45 分以内に SAPACP RN が救急部に到着し、直ちに被害者の状態を把握し、紹介が適切かどうかを判断する。

**SAPACP 看護師は、**

- 被害者の緊急の必要性を満たすために、身体的、心理的なケアを行う。
- 対処の計画を説明し、被害者が計画を理解していることを確認し、被害者がインフォームドコンセントを行える状態かどうかを判断する。
- 必要に応じて、医療チームの他のメンバーと相談する。

被害者はケアの一部として以下のオプションを選ぶことができる。

**1. 医療：**

これは必要に応じて SAPACP RN と救急医によって行われる。

- 性感染症の検査、毒物検査、性感染症を防ぐための抗生物質の投与、B 型肝炎の予防接種、妊娠検査、緊急避妊薬の投与、HIV 感染防止薬の投与
- けがの治療と記録
- 緊急のカウンセリングとその後のケアの紹介
- 警察に被害届を出すかどうかを被害者が決定する上での支援

**2. 警察への被害届の提出と証拠の収集**

**性的暴行証拠キット (SAE キット) の利用と警察への届け出：**このオプションは、被害者が警察に届け出ることを選んだときに用いられる。必要に応じて、SAPACP RN と救急医によって証拠が収集される。SAE キットの証拠収集ができる期間は 72 時間である。警察に届け出ないことを選んだ被害者は、書面で許可することにより、6 か月間 SAE キットを冷凍することを選ぶことができる。これによって、被害者は、6 か月間警察への届け出について考え直すことができ、証拠はそのまま残される。

**警察に届け出るが、性的暴行証拠キットは利用しない：**このオプションが選択されるのは、暴行から 72 時間以上経過してから被害者が SAPACP を訪れた場合である。また、警察に届け出るとは望むが、科学捜査用の証拠の収集は望まない場合にもこのオプションが利用される。

**性的暴行証拠キットを利用せず、警察への届け出も行わない：**このオプションは被害者が証拠の収集も警察の関与も望まない場合に利用される。

**匿名 (第三者) による警察への届け出：**被害者は自分の身元を明かさずに事件を届け出することもできる。これによって警察は連続暴行犯の追跡を行うことができる。被害者には、匿名性には限界があり、たとえば捜査令状や裁判所の命令がある場合などには匿名性を維持できないことが伝えられる。毎月、SAPACP のプログラム・コーディネーターが SACA 巡査部長 (staff sergeant) にこの匿名の被害届を提出する。

**科学捜査用の証拠の収集と保存：性的暴行証拠キット (SAE キット)：**

被害者が科学捜査のための検査を進めると決定したならば、SAPACPRN は、

1. RN が性的暴行看護検査士 (SANE) の資格を持っている場合を除き、被害者の到着と病歴を救急室の医師に伝える。
2. 性的暴行証拠キットと検査のプロセスを説明する。被害者はいつでも、一時中止を要請することによって、または検査もしくはその一部を完了しないことを選択することによって、科学捜査のための検査を中止できることを説明する。それらの選択から起こりうる結果について被害者に知らせる。
3. 証拠を収集する前に、被害者は RN が証拠を収集することを認める性的暴行証拠キット同意書に署名しなければならない。(証拠の継続性を確保するため、いったん開封されたキットが放置されることはない。)
4. キットの手順に従って被害者の衣服と身体 of 証拠を収集する。
5. 被害者の病歴と暴行の履歴を記入する。
6. 被害者の検査を行い、性的暴行証拠キット用の証拠を収集する。
7. 文書の残りの部分に必要な事項を記入する。
8. キットに封をし、科学捜査用の証拠に関連したすべての該当書類のコピー1部を含め、担当の警察官に渡す。被害者は、改めて、性的暴行証拠キットを警察に渡すことを認める同意書に署名しなければならない。
9. 被害者がこの時点で警察の関与を望まない決定したならば、キットは SAPACP によって最長 6 カ月間、安全な冷凍庫に保管される。被害者は、警察の捜査のために証拠を提出するかどうかをこの 6 カ月間に決定することになる。
10. 6 カ月後に被害者が収集した証拠を使用しないと決定したならば、性的暴行証拠キットは証拠収集の同意書に従って処分される。
11. SAPACP RN はキットの番号、及びキットが冷凍されたかどうかを文書に記録する。

## 医学的処置

SAPACPRN は到着後、

1. 前節に記述したオプションについて説明する。
2. 被害者が持ち帰れるように、必要な薬とその服薬指示書を渡す。
3. 必要に応じてかかりつけ医の診察を受けるよう勧め、もう一度 SAPACP を訪れることもできると伝える。適切なサービスや医療専門家への紹介を行う。
4. 被害者の身体の状態と医学的処置について被害者を支援し、安心させる。
5. 証拠収集の後、被害者がシャワーを希望したならば、シャワーに付き添う。
6. 被害者の衣服が証拠として収集され、ほかに衣服を持っていない場合には、被害者に衣服を提供する。
7. 関連する文書資料と、適切なカウンセリングが受けられる機関のリストを渡す。
8. 被害者の許可を得て、フォローアップの電話の手配をする。
9. 患者に安全な帰る場所があることを確認する。そうでない場合には、適切なシェルターに連絡する。

## フォローアップ

1. SAPACPRN は、被害者の状態を評価し、困っていることがあれば話し合い、再診の予約（4週間以内）をするために、被害者の同意があれば、2週間以内にすべての被害者のフォローアップを行う。
2. 再診では、
  - 検査（性感染症）の結果を伝え、必要ならば検査をもう一度行う。
  - 被害者の健康状態とサポートシステムの状況を評価し、必要に応じてカウンセリングの紹介をする。
  - 回復プロセスと暴行による心的外傷後ストレス症候群について情報を提供する。
3. 被害者が再び来院することを望まない場合、フォローアップが電話で行われ、(利用できるコミュニティリソースの中で) 適切なカウンセリングの紹介が行われることがある。
4. 必要に応じて短期的なカウンセリングと支援を行う。

## プロトコールのコミュニティ組織： 刑事手続き／法—OPS

### オタワ警察 (Ottawa Police Service) (OPS)

---

本部

474 Elgin Street, P.O. Box 9634, Station T

Ottawa, ON K1G 6H5

地域警察センター及びその他の問い合わせ ..... (613) 236-1222

生命にかかわる緊急事態／進行中の犯罪 ..... 911

その他の緊急事態 ..... (613) 230-6211

TTY ..... (613)232-1123

ウェブサイト：[www.ottawapolice.ca](http://www.ottawapolice.ca)

### アクセスの容易さ

サービスはフランス語と英語で提供される。スロープとエレベーターが完備されているため、障害のある人もアクセスできる。他の言語を話す人または聴覚や視覚に障害のある人には必要に応じて支援が行われる。

### 公約

私たちは、そのサービスの責務の範囲内で、

- サービスを求めるすべての人を排除せず、平等に扱い、人種、言語、民族、ジェンダー、年齢、性的指向、社会経済的地位、個人の能力に関わる問題への敏感さを持つ。
- すべてのスタッフ／メンバーがこのプロトコールの内容と手順を熟知する。

私たちは、

- 第三者からの届け出と匿名の届け出を含め、性犯罪のすべての届け出に対応し、捜査を行う。
- 性的暴行のすべての被害者／サバイバーに対して配慮ある支援を行い、性的暴行は被害者／サバイバーに重大なトラウマを与える可能性のある犯罪であることを認識し、できる限りそれ以上のトラウマを与えないようあらゆる努力をする。
- 可能な限り、発生直後の性的暴行の訴えに対応する最初の警察官として、性的暴行捜査官を派遣する。
- 適宜、被害者／サバイバーと相談の上、加害者の責任を問う。
- 加害者が送検されずに捜査が終了したとき、警察官は、可能な限り速やかに、その決定の理由を被害者／サバイバーに伝えなければならない。

- 礼儀正しく、思いやりを持って、個人の尊厳とプライバシーを尊重しながら、被害者／サバイバーに対して対応する。
- 常に被害者／サバイバーに捜査の進展状況を伝える。
- 同性の警察官の事情聴取を受けたいという被害者／サバイバーの要求を叶えるようあらゆる努力をする。
- 犯罪被害者尊重法－1995年の被害者権利章典を遵守する。

### 説明責任

すべての問題は現場の監督官または性的暴行班の監督官に訴えることができる。警察官による不当行為に関する苦情は警察署のすべての警察官、またはオタワ警察専門基準課（474 Elgin Street）に訴えることができる。

### 業務時間

1日24時間、週7日、年中無休

### コミュニケーション

1. 性的暴行の通報を受けたならば、通報者に対し、病院で検査を受ける前に着替えも入浴もしないように助言する。
2. できる限り速やかに、警察官を被害者の元に派遣する。
3. 可能な限り、発生直後の性的暴行の訴えに対応する最初の警察官として、性的暴行捜査官を派遣する。
4. 被疑者が現場またはその周辺にいるかどうかを判断し、それに従って被害者に対応する警察官に助言する。
5. 現場の警察官が伝えた被疑者や被疑者の車の特徴を無線連絡する。

### A：制服警官の初期対応

1. 直ちに医学的処置や科学捜査のための検査を行うことが適切である場合には、被害者をオタワ病院市民キャンパスのSAPACPに搬送する。被害者が17才以上であれば、同意が必要である。可能ならば、被害者に完全な着替え一式を病院に持って行ってもらおう。
2. 被害者が18才未満であれば、オンタリオ東部子ども病院（CHEO）に搬送し、性的虐待チームの検査を受けさせる。親または保護者に、子どもの完全な着替え一式を持っていくよう助言する。

THE OTTAWA SEXUAL ASSAULT PROTOCOL  
COMMITTED TO WORKING TOGETHER  
JANUARY 2006 (仮訳)

3. 性的暴行の被害者が 18 才未満である場合には、性的暴行捜査官に確実に通知されるよう手配する。その捜査官が、その子どもが「保護を必要とする児童」であるという合理的な疑いを持ったときには、児童福祉局に通知しなければならない。
4. 被害者に検査が終わるまで手や体を洗ったり入浴したりしないように求める。加えて、被害者／サバイバーに性的暴行の間に着ていた衣服を洗濯、廃棄、破壊しないように求める。
5. 性的暴行に対応するとき、対応警察官は、
  - a. 被害者の信頼性について判断を下さず、情報をそのまま受け止め、それを報告する。
  - b. 以下の場合、直ちに性的暴行捜査官に連絡する。
    - i. 身元のわからない加害者がレベル 1（さわる、なでる）の性的暴行を犯した場合
    - ii. 明確な暴力的性的暴行である場合
    - iii. 危険の大きい加害者が関わっている場合
  - c. 被害者の身体的及び精神的状態について職務ノートに詳細に記録する。
6. 被害者から、被害者とコミュニティの安全の問題を判断するのに十分な署名入り供述を得る。これには以下の情報を含むものとする。
  - a. けがの程度
  - b. 起こった内容の簡単な説明
  - c. 暴行が行われた場所
  - d. 加害者の身元、または衣服を含む加害者の特徴
  - e. 加害者がわかっているときには、その住居や職場
  - f. わかれば加害者の住居と職場の電話番号
  - g. 加害者が現場を去ったときの方向と手段
  - h. 武器が使用されたか否か、使用されたならばどのような武器か
7. 逮捕の時点で被疑者が着ていた衣服を押収する。
8. 被害者の身体的及び感情的な状況の詳細を含む供述の終わりに、担当警察官の職務ノートに被害者のサインまたはイニシャルをもらう。
9. 性的暴行が過去 72 時間以内に起こったのであるならば、科学捜査用の証拠を収集し、必要な医学的処置を受け、予想外の病気やけががないか検査するために、オタワ病院市民キャンパスの SAPACP を訪れることの重要性を被害者に説明する。

- a. これらのステップは、被害者のインフォームドコンセントが得られた場合にのみ実行される。
  - b. 事件から 2 週間以内ならば SAPACP の支援を受けることができる。
  - c. 被害者が性的暴行対応看護師に委ねられたならば、警察官は直ちに病院を離れることができる。
  - d. 性的暴行証拠キットの証拠収集が終わると、警察の手順を再開するよう病院から連絡が来る。キットが科学捜査官に提出され、科学捜査センターが定めた手順に従って捜査が行われる。
10. 1 年以上前に発生した性的暴行は過去の事件とみなされる。カナダでは刑事犯罪について時効がないことに注意が必要である。
  11. 病院を訪れる際や捜査の全過程において被害者が付き添ってくれる人を求めたならば、それを受け入れ、付き添ってくれる人が証人となる可能性があることを知らせる。
  12. 被害者に被害者緊急対応ユニット（内線 5822）の存在とその機能を知らせる。
  13. 加害者が現場を去っているならば、特徴を聞き出し、すべての部隊と地域警察機関に無線連絡する。
  14. 被害者が最初に暴行を報告した相手から、その名前と住所を聞き、簡単な経緯を説明してもらるか、または事実を供述書として提出してもらう。
  15. 目撃者がいれば、その名前、住所、電話番号を聞く。可能ならば、証人からも供述書を得る。

## **B : 性的暴行捜査官**

1. 性的暴行が通知されたならば、被害者の聴取を行う前に、すべての予備捜査ステップ（目撃者からの情報／供述書の入手、科学捜査課への連絡など）が実行されていることを確認する。
2. 被害者が 18 才未満の子どもであり、オンタリオ東部子ども病院への搬送の手配がまだなされていないならば、同病院の性的暴行チームの診察を受けさせるよう手配する。親または保護者に、子どもの完全な着替え一式を持っていくよう助言する。児童福祉局に通知されていることを確認する。
3. 被害者が 18 才以上の大人であり、SAPACP への搬送の手配がまだなされていないならば、本人の同意を得て SAPACP に搬送するよう手配する。被害者に完全な着替え一式を持っていくよう助言する。

THE OTTAWA SEXUAL ASSAULT PROTOCOL  
COMMITTED TO WORKING TOGETHER  
JANUARY 2006 (仮訳)

4. 性的暴行が過去 72 時間以内に起こったならば、直ちに医学的処置または科学捜査のための検査を受けるように勧める。
  - a. 被害者が性的暴行証拠キットの手順を進めることを望むかどうか情報に基づく決定をすることができるように、このプロセスに関して十分な情報を提供する。
  - b. 被害者をオタワ病院市民キャンパスの SAPACP に搬送する。可能ならば、被害者に完全な着替え一式を病院に持っていくよう助言する。
  - c. 被害者に SAPACP には訓練を受けた医療従事者とソーシャルワーカーがおり、科学捜査のための証拠収集のほかに以下のサービスを提供することを伝える。
    - i. 身体的なけがの治療
    - ii. 身体の診察
    - iii. 性感染症の予防処置
    - iv. 妊娠の危険性の評価と緊急避妊薬の投与
    - v. ト라우マに対する支援、及びその後のカウンセリングに関する情報の提供
    - vi. 肝炎の予防接種
5. 病院で（被害者が文書で同意した場合）：
  - a. 疑われる犯罪のタイプについて病院スタッフに知らせる。
  - b. 被害者に傷跡、打撲、かき傷がないか医療スタッフに調べてもらい、医学的報告書にその結果を記入してもらう。
  - c. 検査を行う医師が性的暴行証拠キット（SAE）を利用し、その手順に従っていることを確認する。
  - d. 被害者の衣服を専門家の検査に回すため、1 枚ずつそれぞれの容器または袋に入れるよう医療スタッフに要請する。
  - e. 科学捜査のための検査が完了したら、病院のスタッフから SAE キットと被害者の衣服を受け取る。
  - f. 当該捜査官の記録ノートに証拠物に関するすべての関連情報を記録する。
  - g. 証拠物に適切に標識が付けられ、厳重に保管されていることを確認する。SAE キットは直ちに冷蔵しなければならない。科学捜査官がいる場合には、それらの証拠物を渡す。
  - h. 被害者の感情的及び身体的な状況を記録する。
6. 性的暴行の届けがその事件発生から 72 時間経過後、2 週間以内であるときには、被害者に SAPACP を通して医療を受けるよう助言する。
  - a. 事件発生から 2 週間以上経過しているならば、自分のかかりつけ医を通して医療を受けるよう勧める。

THE OTTAWA SEXUAL ASSAULT PROTOCOL  
COMMITTED TO WORKING TOGETHER  
JANUARY 2006 (仮訳)

7. 性的暴行の被害者を支援する適切なコミュニティサービス機関と被害者緊急対応ユニットへの紹介状を渡す。
8. 被害者が最初に接触した人の事情聴取を行い、被害者が言ったことと現場での被害者の状況について完全な供述を得る。
9. 将来の証拠とするため、できるだけ早い時期に、捜査官が被害者から完全な詳しい供述を得る。
10. 被害者の事情聴取を行うとき、実際的に可能である限り、以下を行うべきである。
  - a. 被害者を安心させるために、以下を説明する。
    - i. 警察の捜査の手順
    - ii. 医学的検査の重要性（証拠の収集、けがの処置、疾病の危険、フォローアップカウンセリングのため）
    - iii. 裁判手続き（弁護士を必要としないこと）
  - b. 被害者のプライバシーを尊重する。可能な限り、捜査官以外の人がおらず、プライバシーが保てる場所で事情聴取を行う。
  - c. 質問の必要性を説明することによって、答えにくい質問もしなければならぬ可能性があることを前もって伝えておく。
  - d. 可能な限り、聴取のタイミング、休憩など、被害者が聴取の状況をコントロールできるようにする（被害者は自尊心を保つため、今も自分で自分の人生をコントロールできると感じる必要がある）。
  - e. 捜査の完全性に影響しない限り、被害者／サバイバーが自分を支えてくれる人にそばにいてほしいと求めたときには、事情聴取の間、その人の同席を認めるべきである。
11. 鑑識が捜査を終えるまで、現場の物理的証拠が保存されるようにする。
12. 被疑者がわかっており、拘留されているとき、（有効な権限が存在する場合）科学捜査官に令状など科学捜査のための証拠の収集に参加してもらおう。
13. 追跡捜査を行う。
  - a. 被害者／サバイバーから供述を得る。ビデオ録画することが望ましい。
  - b. 被疑者が逮捕されておらず、被害者／サバイバーがその身元を知らない場合には、適切ならば、被害者／サバイバーにコンピュータ写真を見せよう。
  - c. 適切ならば、被害者／サバイバーが述べた特徴に基づき、被疑者の似顔絵の作成を手配する。

THE OTTAWA SEXUAL ASSAULT PROTOCOL  
COMMITTED TO WORKING TOGETHER  
JANUARY 2006 (仮訳)

14. 事情聴取が終わった後、被害者／サバイバーが安全な場所に帰れることを確認する。
15. 第三者の記録（児童福祉局、治療、精神医療、教育など）を求めるときには、事前に検事局（Crown Attorney's Office）に相談する。第三者の記録を求めることが決定されたならば、被害者に独立した無料の法的助言を求める権利があることを伝える。（番号付け替え）
16. 検事局によって行われる被害者／サバイバーの事情聴取に立ち会う。
17. 可能な限り、被疑者が釈放されるならばどのような釈放条件が課せられるべきか、被害者／サバイバーの意見を聞く。
18. 被疑者が逮捕され、その後釈放されたときには、できる限り早く、釈放条件について被害者／サバイバーに伝え、その条件の書面の写しを渡す。
19. 性的暴行事件では、被害者／サバイバー及びその他の人の安全が確保される条件で被疑者が釈放されるようにしなければならない。
20. 直ちに被害者証人支援プログラム（VWAP）と性的暴行の被害者を支援するコミュニティ機関に紹介する。
21. 被害者／サバイバーの身元を明かさないと認める刑法の規定を被害者に伝える。
22. 裁判所で被疑者の保釈審理が行われるとき、これに出席するか、適切な釈放条件についての意見を述べるよう被害者／サバイバーに勧める。
23. 捜査及び裁判の進行状況について被害者／サバイバーに最新情報が伝えられていることを確認する。
24. 担当の副検事（Assistant Crown Attorney）と協議の上、有罪確定後、量刑の決定前に、被害者影響供述書を提出することを被害者／サバイバーに提案し、量刑の決定と仮釈放聴聞会におけるこの供述書の有用性を説明する。
25. 被害者影響供述書の作成は任意であり、被疑者がそれを読む可能性があることを被害者にはっきりと伝える。この供述書は、裁判の結審前に作成されたならば開示の対象となる。VWAP の職員がこの文書の作成を支援する。
26. 暴力犯罪連携分析システム（ViCLAS）の情報提出基準に従い、性的暴行と性犯罪者に関するすべての情報がこのシステムに提供されるようにする。
27. 性的暴行の捜査に関連するすべての記録と文書が OPS 記録課に移され、OPS 警察記録保管廃棄方針に従って保管されるようにする（性的暴行の場合には 35 年間）。

**C : 性的暴行と児童虐待を担当する巡査部長 (staff sergeant)**

1. 性的暴行に関連したすべての苦情のレビューを行い、必要な捜査ステップが取られるよう取り計らう。
2. 性的暴行の被疑者がオタワ警察の警察官である場合には、専門基準課が性的暴行捜査官とともに対応にあたるよう取り計らう。
3. 発生している性的暴行事件のために地域の安全が脅かされている場合には、警察長官が情報公開について決定できるようにするため、(コミュニティ安全法に従って) 長官にそれを知らせる。
4. 性的暴行の被害者に支援サービスを提供している病院及び地域機関と協力してプロトコールを更新する。
5. 時間が許す限り、一般市民及び地域団体向けの外部研修と情報提供セミナーの調整役を務める。
6. 児童福祉局の施設内に暮らす被害者／サバイバーから性的暴行の届けが出され、主張される加害者が児童福祉局の職員であるとき、捜査の間、警察と児童福祉局の間で連絡が保たれるようにする。
7. 児童福祉局またはその職員に関連した問題が報告されたときには、児童福祉局の適切な立場の人に問題が報告されるようにする。
8. 性的暴行の捜査にかかわるすべての人がオンタリオ警察行動基準 0223.00「性的暴行」に規定された中心的な能力の基準を満たしていることを確認する。

**科学捜査官**

1. 性的暴行の現場がわかっている場合、その場所に赴き、科学捜査のための証拠を収集する (捜査令状など、有効な捜査権限が存在する場合)。
2. 被疑者が拘留されているとき、被疑者が釈放される前に科学捜査のために必要な証拠が収集されること、または有効な令状 (捜査令状または DNA 鑑定令状) があることを確認する。
3. 必要ならば、科学捜査のための証拠を収集するために病院に赴く。
4. 科学捜査分析または比較のために必要な証拠物を準備及び提供する。

**裁判連絡課**

1. 被疑者が警察署から釈放されるときには、被疑者の釈放条件を被害者／サバイバーに伝えるため、この条件の写しを捜査官に渡す。捜査官は、この条件を被害者／サバイバーに通知しなければならない。

## プロトコールのコミュニティ組織： 刑事手続き／法—検事局

### 検事局 (Crown Attorney's Office)

---

161 Elgin Street

Ottawa, Ontario K2P 2K1

オフィス電話 (613) 239-1200 ..... (613) 239-1200

ウェブサイト：[www.attorneygeneral.jus.gov.on.ca](http://www.attorneygeneral.jus.gov.on.ca)

### アクセスの容易さ

スロープとエレベーターが完備されているため、障害のある人もアクセスできる。第一言語がフランス語もしくは英語ではない人、または聴覚や視覚に障害のある人には必要に応じて支援が行われる。

### 公約

私たちは、そのサービスの責務の範囲内で、

- サービスを求めるすべての人を排除せず、平等に扱い、人種、言語、民族、ジェンダー、年齢、性的指向、社会経済的地位、個人の能力に関わる問題への敏感さを持つ。
- すべてのスタッフ／メンバーがこのプロトコールの内容と手順を熟知する。

私たちは、

- 性犯罪は公衆と個人の安全にとって重大な脅威であることを認識する。
- 可能な限りすべての犯罪を積極的に訴追する。
- 告訴人が予審または裁判の前に検察官に会う必要性を認識する。
- 検事局内の他の検察官のリソースパーソンとなる性的暴行コーディネーターを置く。
- 複雑な性的暴行事件を最初から最後まで同一の検察官が扱うようあらゆる努力をする。
- 常に、告訴人の尊厳を尊重する。

### 業務時間

月曜日—金曜日、8:30a.m.—4:30p.m.

証人の事情聴取は通常の業務時間外にも行われることがある。

### 説明責任

業務の質または性質に関する苦情や問題は検察官に訴えることができる。検察官は、オンタリオ法務長官 (Attorney General of Ontario) に直接責任を負う。

## 手順

### 裁判前の考慮点

1. 事件の割り当て  
可能な限り、複雑な性的暴行事件はできる限り早く副検事に割り当て、最終的な処分まで同じ副検事が担当する。これは事件の扱いの一貫性と継続性を確保するのに役立つ。
2. 保釈審理
  - a. 保釈審理において、告訴人その他の被害者の保護が最優先されなければならない。
  - b. 検察官が拘留命令を求めるかどうかを検討する。
  - c. 条件の有無を問わず、加害者が釈放されるならば、検察官は、釈放条件に関する情報を含め、それが直ちに告訴人に通知されるよう取り計らう。これは捜査官または被害者／証人支援担当者を通して行ってもよい。
3. 事情聴取
  - a. 証拠／証言を検討するため、裁判と予審の相当以前に告訴人の事情聴取を行い、適切な支援サービスに紹介しなければならない。
  - b. 検察官は、告訴人を被害者／証人支援プログラムに紹介する。このプログラムのスタッフが裁判手続きを説明し、告訴人に法廷を見せる手配をする。告訴人の要請があり、適切かつ可能であるならば、事情聴取は支援者の立ち会いのもとで行われるべきである。裁判の際に支援者が証人となる可能性があることが支援者に伝えられなければならない。
  - c. 告訴人には、自分の証拠が弁護人や被告に対して開示されることが伝えられる。
  - d. 検察官は裁判の状況が告訴人に確実に知らされるように取り計らう。この伝達は捜査官または被害者／証人支援プログラム、またはその両方を通して行ってもよい。可能な限り、性的暴行事件の専門知識を持つ検察官がこれらの事件を担当すべきである。

## 裁判

1. 司法取引
  - a. より軽い犯罪または性犯罪以外の犯罪とする、または裁判をせずに処分を決定するという嘆願を受け入れるときには、検察官は、可能な限り、告訴人と相談し、告訴人とコミュニティに対して起こりうる影響を考慮する。
  - b. 検察官は、検事長または副検事の承認なく複雑な性的暴行事件の手続きを終了してはならない。
  
2. 専門家の証拠
  - a. 裁判の間、または判決の際に、専門家の証言、専門コンサルタント、この分野に詳しい医療従事者を適切に利用することがある。
  - b. 検察官は、専門家の証言を求める前に、地域局長 (Regional Director) の承認を得なければならない。
  
3. 公表
  - a. 原則として、検察官は、告訴人の身元を特定すると思われる証拠の公表を禁止する命令を申請する。ただし、告訴人がその公表禁止を望まない状況もありえる。その場合には一般に告訴人の意思が尊重される。
  - b. 必要ならば、検察官は市民または特定の市民による裁判の傍聴を禁ずる命令を申請する。
  
4. 証言に関する支援
  - a. 証人または告訴人が 18 才未満である場合、または知的障害もしくは身体障害がある場合、検察官は、支援者が裁判に出席し、証言のときに証人のそばにいることを認める命令を裁判官に申請することがある。
  - b. また、検察官は、裁判官が必要と判断するならば 18 才未満の告訴人または証人が法廷の外、またはスクリーンの後ろで証言することを認める命令を裁判官に申請することがある。これは、証拠を伝えることができるが、知的障害または身体障害のためにそれが困難である告訴人または証人にも適用される。

## 裁判の後

### 1. 判決

- a. 検察官は、判決についてのすべての書類を提出し、適切な場合には判決前報告書と精神鑑定書を要求する。裁判所はそれぞれの事件について、罪を重くする要因を知らされるべきである。
- b. 検察官は、性犯罪者の判決手続きの際に以下の問題に言及することを検討する。
  - i. 社会、特に子ども、女性、高齢者、障害者など、特に弱い立場にある人々を性犯罪者から守ること
  - ii. すべての被害者／サバイバーが感じるプライバシーの著しい侵害
  - iii. 一般的な抑止力の必要性の大きさ
  - iv. 社会における犯罪の蔓延
  - v. 被害者／サバイバーが安全だと感じる環境を作り出す必要性
  - vi. このタイプの暴力から社会を守る必要性
  - vii. 性的暴行によって引き起こされた心理的被害
- c. 危険の大きい犯罪者または常習者には危険犯罪または長期犯罪の裁判手続きが適切であると思われる。

### 2. 被害者影響供述書

検察官は、被害者／サバイバーが被害者影響供述書を作成できること、その作成の方法、及びそれから生じると思われる結果が確実に被害者／サバイバーに知らされるように取り計らう。この供述書には、感情的な影響、ライフスタイルの変化、身体的な障害、治療、その結果などの情報を記述することができる。

### 3. 控訴

控訴する場合、担当検察官が被害者にそれを伝えるか、または捜査官が確実に被害者に伝えるよう取り計らう。検察官または捜査官は、控訴のプロセスを説明し、控訴審の日程と控訴の結果について伝える。審理まで被告の保釈が認められた場合には、その事実と、裁判所が定めた保釈条件を被害者／サバイバーに伝える。

## プロトコールのコミュニティ組織： 刑事手続き／法-VWAP

### 被害者／証人支援プログラム (Victim / Witness Assistance Program)

---

161 Elgin Street

Ottawa, ON K2P 2K1

オフィス電話 ..... (613) 239-1229

ウェブサイト：[www.attorneygeneral.jus.gov.on.ca](http://www.attorneygeneral.jus.gov.on.ca)

#### 任務

被害者／証人支援プログラム (VWAP) の任務は、犯罪の被害者と証人が刑事司法手続きをよりよく理解し、よりよい形でそれに参加できるようにするため、刑事司法手続きの全過程において被害者と証人に情報と支援を提供することである。

#### アクセスの容易さ

スロープとエレベーターが完備されているため、障害のある人もアクセスできる。第一言語がフランス語もしくは英語ではない人、または聴覚や視覚に障害のある人には必要に応じて支援が行われる。

#### 公約

私たちは、そのサービスの責務の範囲内で、

- サービスを求めるすべての人を排除せず、平等に扱い、人種、言語、民族、ジェンダー、年齢、性的指向、社会経済的地位、個人の能力に関わる問題への敏感さを持つ。
- すべてのスタッフ／メンバーがこのプロトコールの内容と手順を熟知する。

#### サービスの対象者

VWAP は、性的暴行の被害を受け、その加害者が警察によって立件された人を支援する。これには最近及び過去の性的暴行事件が含まれる。性別や年齢は問わない。

私たちは以下を提供する。

- 刑事司法手続きの全過程における精神的な支援
- 事件に関する情報
- 裁判手続きに関する情報
- 性的暴行に関連した問題に関する情報
- コミュニティ内で利用できるサービスへの適切な紹介
- 裁判の準備とオリエンテーション
- 必要に応じて裁判所への付き添い

- 警察、検察、コミュニティ機関との連絡
- 必要に応じて検察官との面談の手配の支援

### **説明責任**

特定の職員の行動または一般的な対応に関する苦情や問題点はマネージャーに訴えることができる。マネージャーに関する苦情はオンタリオ被害者サービス事務局 (Ontario Victim Services Secretariat) の東部地域局長に訴えることができる。

### **サービスの利用方法**

検察官、警察官、コミュニティ組織からの紹介のほか、個人でもこのプログラムに電話をすることができる。サービスは無料である。

### **業務時間**

月曜日－金曜日、8:30a.m.－5:00p.m.

要請があれば面談は業務時間外でも可能

### **手順**

裁判所への付き添いに限り、学生とボランティアが活用されている。相談者へのその他のすべてのサービスはプログラムの職員が行っている。

### **継続的サービス**

刑事裁判所で裁判が行われている間のみサービスが提供される。刑事裁判プロセスが終了した後にはサービスを行っていない。

### **付き添い**

要請があれば、裁判所での審理への付き添い、またはその手配を行う。

### **フォローアップ**

フォローアップサービスは提供されない。

## プロトコールのコミュニティ組織： 刑事手続き／法－VCU

### オタワ警察被害者救援ユニット (Ottawa Police Service – The Victim Crisis Unit) (VCU)

---

474 Elgin Street, Ottawa, Ontario

オフィス電話 ..... (613) 236-1222 内線 5822

TTY..... (613) 232-1123

#### アクセスの容易さ

サービスはフランス語と英語で提供される。スロープとエレベーターが完備されているため、障害のある人もアクセスできる。他の言語を話す人または聴覚や視覚に障害のある人には必要に応じて支援が行われる。

#### 公約

私たちは、そのサービスの責務の範囲内で、

- サービスを求めるすべての人を排除せず、平等に扱い、人種、言語、民族、ジェンダー、性的指向に関わる問題への敏感さを持つ。
- すべてのスタッフ／メンバーがこのプロトコールの内容と手順を熟知する。

#### サービスの対象者

VCU の危機カウンセラーが性的暴行の被害者となった人々にサービスを提供する。これには最近及び過去の性的暴行事件が含まれる。VCU のサービスは警察の調書が作成されたか否かにかかわらず提供される。

私たちは以下を提供する。

- 緊急事態への介入
- 支援
- 捜査プロセスに関する情報
- 性的暴行を経験した人々への対応に経験を積んでいるコミュニティの機関への適切な紹介
- 性的暴行に関連した問題に関する口頭及び文書での情報
- 被害者／サバイバーのニーズが確実に対応されるようにすることを目的とした、捜査官との連絡
- 必要に応じ、影響を受けたその他の人への支援

## 説明責任

特定の危機カウンセラーの行動または一般的な対応に関する苦情や問題点は VCU マネージャー（内線 5367）に訴えることができる。苦情はオタワ警察苦情処理基準に従って処理される。また、一部のカウンセラーは、オンタリオ社会福祉士協会（Ontario College of Social Workers and Social Service Workers）、カナダカウンセリング協会（Canadian Counselling Association）、オンタリオ心理学協会（Ontario Psychological Association）など、外部の団体を通して説明責任を負っている。

## サービスの利用方法

パトロール警官、性的暴行担当刑事、コミュニティ組織、カウンセラーからの紹介のほか、個人でもこのプログラムに電話をすることができる。

## 業務時間

週 7 日、7:00a.m. – 12:00a.m.

## 手順

### 初期対応

1. 24～48 時間以内に支援を行うようあらゆる努力がなされる。危機カウンセラーが状況の緊急性を考慮する。
2. 被害者本人以外から紹介がなされた場合、危機カウンセラーが連絡先情報をたずねるか、あるいは被害者自身が危機カウンセラーに連絡をするよう求める。すでに行われているサービスと重複しないようにするため、危機カウンセラーは連絡を取る前にまず、他のサービスを受けているかどうかをたずねる。
3. 警察の調書が作成されていない場合、危機カウンセラーは警察に被害届を出すオプションについて情報を提供する。児童虐待の報告義務に関する方針を説明する。
4. 警察に被害届を出すという選択がなされたときには、被害者に対し、VCU がさらに介入を行う前に被害届を出すことを奨励する。これは、捜査プロセスに悪影響が及ばないようにするためである。
5. 担当の捜査官がいる場合、危機カウンセラーは、被害者本人に会う前にその捜査官と話し合う。
6. 危機カウンセラーは目下の安全の問題を見きわめ、必要ならば安全プランの作成を支援する。
7. 危機カウンセラーは緊急事態への介入と支援を行う。
8. 危機カウンセラーは捜査プロセスと刑事裁判制度についての情報を提供する。危機カウンセラーと捜査官は役割が異なる。犯罪の感情的、心理的影響を評価し、それに対

応するのが危機カウンセラーの中心的な役割である。一方、捜査官は警察の捜査に責任を負う。

9. 危機カウンセラーは、被害者のニーズが確実に対応されるようにするため、捜査官と連絡を取り合う。
10. コミュニティ機関への紹介を行う。
11. 危機カウンセラーの指示の下で学生やボランティアが活動に参加するが、被疑者が送検されたときには学生やボランティアは対応しない。

### **継続的サービス**

通常、継続的なサービスは提供されない。

### **付き添い**

このサービスは提供されない。

### **フォローアップ**

フォローアップサービスの必要性が個別に評価され、個別に提供される。

## プロトコールのコミュニティ組織： カウンセリング／サポート—SASC

### オタワ性的暴行サポートセンター (Sexual Assault Support Centre Ottawa) (SASC)

---

P.O. Box 4441, Station E.,

Ottawa, ON K1S 5B4

オフィス電話 ..... (613) 725-2160

24 時間サポートライン ..... (613) 234-2266

TTY (月曜—金曜の 9:00a.m.から 4:00p.m.) ..... (613) 725-1657

Fax..... (613) 725-9259

メールアドレス : [sascott@istar.ca](mailto:sascott@istar.ca)

ウェブサイト : [www.sascottawa.org](http://www.sascottawa.org)

SASC は性的暴力を経験した女性に対して女性中心のサポートと権利の代弁を行う草の根のフェミニスト組織である。私たちはサバイバーを中心とした反抑圧 (anti-oppression) フレームワークで活動をしており、すべての女性が自分の癒しの専門家であると信じている。私たちは、女性の平等を主張し、女性に対する男性の暴力をなくすために存在している。

#### アクセスの容易さ

当センターのサービスの大部分は英語で行われており、一部のサービス (女性と戦争プログラム) はペルシャ語でも行われている。限定的なアクセス支援資金により、手話通訳、文化的通訳、交通費の補助、託児を提供している。アクセスに関するニーズは、個別に話し合われる。各種の資料はさまざまな言語、大きな活字、オーディオテープでも準備されている。

当センターには TTY (テキスト電話) が設置されており、月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 4 時まで応答する。この時間以外には TTY 留守番電話にメッセージを残すことができる。SASC のすべてのサービスは 1 階で受けることができ、完全に車椅子でアクセスできる (サポート室、グループ室、トイレを含む)。移動や交通手段の問題がある女性には電話で支援を行う。

#### 公約

私たちは、そのサービスの責務の範囲内で、

- サービスを求めるすべての人を排除せず、平等に扱い、人種、言語、民族、ジェンダー、年齢、性的指向、社会経済的地位、個人の能力に関わる問題への敏感さを持つ。
- すべてのスタッフ／メンバーがこのプロトコールの内容と手順を熟知する。

## サービスの対象者

何らかの形の性的暴力を経験したすべての女性。これには子ども時代の性的虐待、近親相姦、レイプ、性的暴行、セクシャルハラスメント、デートレイプ、戦争、拷問、儀礼的虐待が含まれる。また、こうした性的暴力を経験した女性の家族、友人、パートナー／配偶者に情報とリソースを提供する。

私たちは以下を提供する（すべて秘密厳守、無料）。

- 支援と情報を提供する 24 時間ホットライン
- 15～20 週のリポートグループ
- 特別ニーズグループ。たとえば、多重被害のサバイバー、サバイバーの母親など
- オフィス外でのドロップイン・プログラム（予約なしで参加できる集まり）
- 個別支援——緊急支援（1 週間以内）（1～3 セッション）。8 週間または 6 カ月間にわたる週 1 回の支援
- 権利の代弁
- 裁判所、病院、警察への付き添い
- 情報提供のためのセミナー
- 「女性・戦争・レイプ・拷問プログラム」（「女性と戦争」）——戦争、レイプ、拷問を経験した移民や難民の女性のための支援と権利の代弁
- 「ハイリスクの若い女性（YWAR）プログラム」——若く（16–18 才）リスクの高い女性、主に法的なトラブルを経験している女性のための支援と権利の代弁
- 儀礼的虐待に関する個人的支援（3 回または 4 回のセッション）
- 本格的な内部ボランティア研修
- 家族、友人、学生、その他メディアを含むコミュニティメンバーへの情報とリソース
- 市民啓発プログラム——学校、大学、カレッジ、コミュニティグループでの講演会
- コミュニティ研修プログラム、ワークショップ
- オタワ地域で利用できるサービスへの男性の紹介

## 説明責任

サービスの質や性質に関する問題点は、ダイレクトサービス・コーディネーター、コア委員会のメンバー、またはその他の集団メンバーに伝えることができる。また、電話応答システムを使って匿名で問題点を伝えることも可能である。すべての苦情や問題点は直ちに真剣に考慮され、SASC の方針と手順に規定されたプロセスに従って対応が行われる。当センターを利用するすべての女性に SASC の説明責任の方針と苦情手続きの文書の写しが渡される。また、この文書は要望があれば誰でも入手できる。

**協同組織**：SASC はすべてのメンバーがグループの決定と活動に平等に参加する権利と責任

を持つ、非階層組織である。形式化された権限の地位はなく、自分が引き受けることを選んだそれぞれの業務においてすべてのメンバーが平等に重視される。

### ダイレクトサービスの利用方法

すべてのサービスとプログラムは、オフィス電話に電話し、ダイレクトサービス・コーディネーター（内線 1）または適切なプログラム・コーディネーターと話すことによって利用できる。紹介は不要である。サービスを求めるときには女性が自分自身で電話することが重要である。一部のサービスには順番待ちがあるが、サポートラインに電話をすれば直ちに支援を得ることができる。

### 業務時間

サポートライン：24 時間、週 7 日

オフィスの業務時間：月曜日－金曜日、9:00a.m.－4:00p.m.

TTY：月曜日－金曜日、9:00a.m.－4:00p.m.

すべての対面サポートとグループサポートはオフィス内で女性に対してのみ行われる。サポートサービスには予約が必要。予約とサービスは、夜間や週末を含め、業務時間外でも可能である。スタッフは女性のスケジュールの必要に合わせるために柔軟に対応する。

### 電話サービス

#### 24 時間サポート・情報ライン－最初の対応

サポートラインは、通常、月曜日から金曜日までの午前 8 時から午後 5 時まで直接オフィスで応答される。5 時以降、及び週末は呼び出しシステムと伝言サービスが使用される。まれに男性のオペレーターがサポートラインに応答することがあるが、電話をかけてきた女性の名前と電話番号を SASC のサポートスタッフに伝えるだけである。サポートラインのスタッフは以下を行う。

- a. 電話をかけてきた女性が示した懸念やニーズに対応する。
- b. その女性が最近性的暴行を受けた、または著しい危機的状況にある場合には、以下を含め、身体的安全を守るためのニーズが話し合われる。
  - 安全な場所にいるか。
  - 自分がどこにいるかわかるか。
  - 一人にいるか、それとも誰かがそばにいるか。
  - 加害者がどこにいるか知っているか。
  - 身体的にけがをしているか。
  - すぐに医学的支援または警察の支援を必要とする／望むか。
  - この支援を求めるのに何らかの障害があるか。

- c. 女性が緊急の医学的支援または警察の支援を望む／必要とする場合、サポートスタッフは、自分で選ぶことのできるオプションについて話し合う（詳しくは「病院へ」と「警察へ」のセクションを参照）。これには以下が含まれる。
- 女性が自分で 911 に電話するか、それともスタッフが代わりに電話することを望むか（これは女性が自分の知らないスタッフに自分の住所を明らかにしなければならないことを意味し、それは本人にとって安全だと感じられないかもしれない）。
  - 1 日のうちの時間によるが、被害者が安心できるクリニックやかかりつけ医があるか。
  - 病院に行きたいか。スタッフは、市民キャンパスの SAPACP の診察を受ける利点を女性に説明する。
  - 救急車以外の手段で病院に行くことを望むか。
  - 警察にその場所や他の場所に来てほしいか。
- d. 差し迫った危険や緊急事態がなく、女性が医学的ケアを求めず、警察にも届け出ないことを選んだならば、スタッフはその女性の問題に関連してサポートする。女性のニーズにより、サポートスタッフは、利用できるオプションやリソース、及びその選択の結果として考えられるすべての状況について話し合う。
- e. 女性が医学的ケアを受けること、または警察に届け出ることを選んだならば、サポートスタッフは、以下を含め、どのようなニーズがあるかを話し合う。
- 誰か付き添う人がいるか、それとも SASC のスタッフに付き添ってほしいか。
  - 病院に行く手段があるか、それともスタッフにタクシーの手配をしてほしいか（料金は SASC が支払う）。
  - SASC のスタッフが付き添わない場合、スタッフは、病院や警察署で何が行われるか（本プロトコールに概説されているとおり）、及びそこに着いたときに自分のニーズに対応してもらう方法について説明する。
- f. サポートスタッフは、本人に代わって選択をしたり、助言を与えたりしない。女性が自分の経験、知識、与えられた情報に基づいて自分で決定することが非常に重要である。サポートスタッフは、関連するオプションやリソースを示し、女性がどのような選択をしようともそれを支援する。

## 対面サービス

すべてのサービスとプログラムは秘密厳守で行われ、無料である。女性は自分が伝えたくない情報は一切SASCに伝える必要がなく、いかなる書類の記入も求められない。SASCは、批判をせず、女性と子どもにやさしく、女性のニーズのみに目を向けるスペースを提供する。プライバシーと秘密は厳重に守られる。

## 個別サポート

SASCでは3種類の時間枠の個別サポートを行う。すべてダイレクトサービス・コーディネーター（内線1）に電話をするか、一般メールボックス（内線222）にメッセージを残すことによって、その手配をすることができる。個別サポートサービスはすべて順番待ちが必要である。

- a. 危機介入：緊急時に1回または2回、スタッフが個別に対面して行うサポートセッション。待機期間はおよそ1週間。
- b. 8週間の対面サポート：短期的な週1回の個人サポート。待機期間はおよそ1か月から3か月
- c. 6か月間の対面サポート：24回～26回の個人サポート。待機期間はおよそ3か月から6か月

また、儀礼的虐待のサバイバーである女性に対しても個人的サポートを行っている。これは通常、ニーズを判断し、そのニーズの支援を行う3回から4回の面談で構成される。SASCは、サービスを利用しやすいものにし、ニーズに応じて柔軟に対応するよう常に努力している。センターに来所することができないときには個別の電話サポートを行っている。

## グループ／ドロップインサポート

SASCはリソースの状況により、年間最低4つのグループサポートを行っている。春／夏の夕方と日中のグループ、及び秋／冬の夕方と日中のグループである。これらのグループのミーティングは通常、15～20週間にわたり、1回2～3時間ずつ行われる。SASCは特別なニーズを持つ女性たちのグループサポートも行っている。現在は、多重被害者（multiples）と認識する女性のために2週間に1度ずつ、20週にわたるミーティングを開いているほか、定期的に、性的暴力のサバイバーの母親たちのグループのミーティングも開いている。これらはすべてダイレクトサービス・コーディネーター（内線1）に電話をするか、一般メールボックス（内線222）にメッセージを残すことによって申し込むことができる。多重被害者グループに関する情報を求める場合には内線710に電話すれば手配される。一般にグループサポートの待機期間は短い。次のグループ活動が始まる時期と、相互に都合のよい日時によって決定される。

また、SASCは、2週間に1度（水曜日の午前10時から12時まで）、154 Somerset St. W のザ・ウェル（The Well）で、ドロップイン・プログラムを実施している。この集会の場を利用する女性たちに、2人の女性が支援や情報を提供する。このプログラムは1年中行われている。

### 情報提供のためのセミナー

SASC は、年 2 回、サービスを受けるために待機中の女性や特定のサービスにアクセスできない女性のために情報セミナーシリーズを開催している。夕方 3 回連続で開かれるこのシリーズのテーマは、1 回目が「記憶／フラッシュバックへの対処」、2 回目が「怒りの問題」、3 回目が「セルフケアと境界」である。待機リストに載っている女性たちが優先される。情報が必要な場合には、ダイレクトサービス・コーディネーター（内線 1）に電話をするか、一般メールボックス（内線 222）にメッセージを伝える。

### ハイリスクの若い女性プログラム

このプログラムは現在または過去に刑事司法システムとの関わりを持つ若い女性（16～18 才）への個別支援と権利の代弁を行う。個別に対応するのに加えて、開かれた若年女子保護監督施設で週に 1 回グループサポートを行っているほか、若い母親たちのために週 1 回、家庭で教育と情報提供とサポートのセッションを開いている。内線 224 でこのプログラムのコーディネーターと話することができる。

### 女性・戦争・レイプ・拷問プログラム

このプログラムは、出身国でレイプと戦争のトラウマを生き延びたオタワ地域の移民及び難民の女性を対象として、直接支援と権利の代弁を行うものである。現在、限られた予算を注いでいるのは主にイラン／アフガニスタン（ペルシャ語）のコミュニティであるが、資源が許す限りこの活動を拡大しようと努力している。また、SASC の専門知識とこの地域での継続的活動に基づき、戦争のトラウマと拷問を生き延びた女性たちに関連した各種の問題についてコミュニティ内でいくつかのワークショップを開いている。内線 225 で女性・戦争・レイプ・拷問プログラムのコーディネーターに連絡することができる。

### 権利の代弁

SASC は今後、資源が許す限り、性的暴力を経験した女性たちのニーズと権利の主張を支援するつもりである。これには、医学的ケア、法／裁判所、社会サービスの面談に付き添い、女性たちが自分の権利と情報を得る方法を確実に知ることができるよう手助けすることが含まれる。また、支援の手紙を書いたり、女性たちがサービスを求める手紙や苦情の手紙を書くのを手伝うという形でも女性たちを援助する。さらに、民事訴訟の提起や犯罪被害補償の申請における支援も含まれることになろう。この活動を求めるときには、ダイレクトサービス・コーディネーター（内線 1）に電話をするか、一般メールボックス（内線 222）にメッセージを伝える。

### 付き添い

資源が許す限り、SASC は、精神的な支援と情報を提供するため、（緊急時または回復プロセスの一部として）医学的ケア、法的な話し合い（弁護士、警察、検察、裁判所）、及び社会サービスの面談に付き添う。付き添いを要請するには、24 時間サポートラインに電話するか、ダイレクトサービス・コーディネーター（内線 1）に電話する。24 時間サポートラ

インのスタッフは、自分自身で緊急付き添いをするか、それを行う別の SASC スタッフを見つける。必要ならば、サポートスタッフは、女性が望む場所に緊急の交通手段を手配することもできる。SASC は、1 日 24 時間、緊急の付き添いを行うよう力を尽くしているが、資源が限られていることから、必ずしも可能ではないことがある。

#### 病院へ：

女性が最近（72 時間以内）の性的暴行のために病院への付き添いを望むとき、サポートスタッフは以下を行う。

- a. このプロトコールを手引きとして用いながら、SAPACP についての情報を女性に提供する。このサービスを利用する利点を説明すると同時に、女性が自分で選んだ他の病院に行くこともできると知らせる。他の病院が選ばれた場合には、一定の手順に従うことをその病院に求めるプロトコールがなく、本人が受けるサービスにそれが影響する可能性があるということを伝える。オタワ地域外の病院が選ばれたときには、SASC が付き添いをすることはできない。その病院でどのようなことが行われると予想されるかを説明し、他のオプション（友人や家族に連れて行ってもらうなど）について話し合う。
- b. 病院で女性に会う手配をし、女性がそこに行く手段を持っていることを確認する。サポートスタッフは、
  - 女性が行きたい病院の住所を確認する。
  - 病院内外で女性に会う場所を選ぶ。
  - 女性がどのようにしてスタッフを認識するか話し合う。
- c. 女性が情報に基づいて選択できるようにするため、届け出に関するすべてのオプションについて確実に話し合う。
- d. 女性が暴行を警察に届け出ることを選んだ場合、または将来届け出ると決めるかもしれないと考える場合、以下を含め、性的暴行証拠キットについて情報を伝える。
  - それにどのくらいの時間がかかり、何が行われるか。
  - 暴行が起こったときに着ていた衣服など、すでにある証拠を保存し、持ってくる必要性
  - シャワーを浴びない、トイレに行かない、飲み食べしないようにすることの重要性
  - 靴を含め、完全な着替え一式を病院に持っていく必要性
  - 病院がどれだけの期間証拠キットを保管するか。
  - 裁判になったときに証拠がどのように使われるか。裁判の際のキットの有用性について女性に伝えることが重要である。それは性的活動が行われたことを証明するかもしれないが、合意の有無の問題には対応しない。

- e. プロセスのどの段階でも、自分が何をし、何をしないかを選択する権利があることを常に女性に知らせる。
- f. 女性が他の病院で性的暴行証拠キットの利用を選択したとき、サポートスタッフは、女性は以下のものを求める権利はあるが、得られない可能性があることを伝える。
- 他の患者と別の部屋
  - 医師と看護師が検査を行うときに支援者にそばにいてもらうこと
  - すべての手順について事前に説明を受けること
  - 検査の途中でいつでも休憩を求めること
  - 一部の証拠の収集を拒否すること
  - 女性が後に被害届を出すオプションについて考えることができるように、最長6カ月間証拠を病院に保管してもらうこと (SAPACPはこの保管方針を持っているが、他の病院はそのような方針を持っているとは限らない)。
- g. HIV 検査についての女性のオプションを説明する。HIV 感染のリスクが高く、女性が HIV 予防薬の服用を望むならば、病院は HIV の検査をしなければならない。その病院では HIV の検査を行わず、匿名での HIV 検査をするというオプションもある。この時点での HIV 検査の結果はそれが暴行によるものかどうかを反映しない。HIV 検査の結果が陽性であった場合には、裁判になったときにそれが弁護士に開示されるということを女性が知っておく必要がある。この開示が持つ意味について女性と話し合う。
- h. 性感染症について基本的な情報を伝え、病院で疑問点についてたずねるように促す。
- i. HIV 感染が自分にとって危険因子だと考えられるならば、新しい薬物治療についてたずねるように促す。
- j. 必要なフォローアップ支援を行う。それには以下が含まれる。
- 今後の付き添い
  - センターで利用できるその他のサービスやプログラムについての情報
  - オタワ地域で利用できるその他のサービスやプログラムについての情報
  - 必要ならば安全の問題に関する支援

**警察署へ：**

女性が性的暴行（最近または過去の事件）の被害届を出すために警察署への付き添いを望む場合、サポートスタッフは、

- a. 適切な警察サービスと警察署を決定する上で女性を支援する。住所を確認し、会う時間に合意する。交通手段の支援も行うことができる。
- b. 警察署の内外で女性と会う場所を選ぶ。
- c. 女性がどのようにしてスタッフを認識するか話し合う。
- d. 女性が情報に基づいて選択できるように、届け出に関するすべてのオプションについて話し合う。予測されるプロセスの概要を伝えるために、このプロトコールの写しを使用する。
- e. 以下を求めることができることを女性に伝える。
  - プライベートな場所で話をする
  - 可能ならば女性の警察官に担当してもらう
  - 必要なときに休憩を取ること
  - 質問の内容と目的を明確にすること
  - 事情聴取を行う警察官の氏名と事件番号を示したカード
- f. 事情聴取の際に支援者がそばにいることの意味について女性と話し合う。加害者が起訴されるとサポートスタッフが証人として呼ばれる可能性があり、それは裁判所での予審の段階以降にもあてはまる。そのような場合、そのサポートスタッフは女性を支援することができなくなるが、他の支援を手配すること可能である。このような状況になることはまれである。
- g. 必要に応じて、フォローアップの支援を行う。それには以下が含まれる。
  - 今後の付き添い
  - センターで利用できるその他のサービスやプログラムについての情報
  - オタワ地域で利用できるその他のサービスやプログラムについての情報
  - 必要ならば安全の問題に関する支援

SASC のサポートスタッフの主な役割は、被害届を出す女性に対して精神的な支援と情報を提供することである。サポートスタッフは以下を行わない。

- 女性が経験したことについて判断や意見を述べる
- 女性や警察官の代わりに話をする
- 完全な供述書の作成に責任を負う

サポートスタッフが付き添う際、警察からの求めに応じてスタッフが提供する必要がある情報は以下に限られる。

- 自分の氏名
- さらに情報を得るためのセンターの電話番号
- センターの郵便宛先

### 裁判所へ

SASC は裁判の全過程を通して、性的暴行の訴訟（刑事及び民事）に関わる女性に付き添いを提供する。付き添いは SASC の能力と資源が許す限りで行われる。前もって連絡を受けることが望ましい。SASC はこのサービスを求める女性のニーズを満たすために最大限の努力をする。

裁判所への付き添いを求めるときには、ダイレクトサービス・コーディネーター（内線 1）に電話をするか、一般メールボックス（内線 222）にメッセージを伝える。

裁判に付き添うサポートスタッフの役割は、情報と支援を与えることである。裁判の過程と何が予測されるかについて女性に知らせるために、本プロトコルの情報が利用される。

### その他のサービス

#### 市民の啓発

SASC は定期的に、コミュニティ団体、学校、大学、カレッジ、その他のサービス機関に情報と訓練プログラムを提供している。人々の意識向上は、女性に対する性的暴力をなくすことを目指す当センターの重要な仕事の一部である。

また、SASC は、女性と子どもに対する暴力についての市民の意識を高めるため、毎年行われる Take Back the Night March、12 月 6 日の Vigil、国際女性デーなど、各種のイベントの開催も支援している。

啓発活動コーディネーターの連絡先は内線 233 である。

#### ボランティア研修

SASC は、センターのメンバーになりたいと考える女性のために、年 2 回、70 時間を超える包括的な研修プログラムを実施している。詳しくは、ダイレクトサービス・コーディネーター（内線 1）または啓発活動コーディネーター（内線 2）に問い合わせのこと。

#### 記録

SASC は、サービス利用者の記録を一切残さないという方針をとっている。このサービスを利用するすべての女性にこの方針を伝え、記録に関して本人にどのようなニーズがあるかを話し合う。女性のために行われたこと（たとえば手紙など）は、安全性または秘密保持の理由で SASC に何かを保管するように特に求められない限り、本人に渡される。女性のために何かが保存されるときには、状況に応じ、個別に女性と話し合ってこの情報を伝達

THE OTTAWA SEXUAL ASSAULT PROTOCOL  
COMMITTED TO WORKING TOGETHER  
JANUARY 2006 (仮訳)

または廃棄する方法を決める。待機者リストを作成するために当センターが記録するのは女性の連絡先の情報（ファーストネームと電話番号）だけであり、その女性がサービスを受け始めると、待機者リストの情報は破棄される。それぞれのスタッフやサポートグループのファシリテーターは、支援の期間中参加者の連絡先情報を保存するが、その期間が終わるとそれを破棄する。

## プロトコールのコミュニティ組織： カウンセリング／サポート—ORCC

### オタワレイプ救援センター (Ottawa Rape Crisis Centre) (ORCC)

---

P.O. Box 20206

Ottawa, ON K1N 9P4

オフィス電話 ..... (613) 562-2334

24 時間ホットライン ..... (613) 562-2333

TTY (月曜日—金曜日の 8:30a.m.—4:00p.m.) ..... (613) 562-3860

Fax ..... (613) 562-2291

メールアドレス : [orcc@magma.ca](mailto:orcc@magma.ca)

ウェブサイト : [www.orcc.net](http://www.orcc.net)

オタワレイプ救援センター (ORCC) は、あらゆる形の性的暴力をなくすために活動している、革新的な人種差反対廃主義のフェミニスト組織である。私たちは、女性のカウンセリングとサポート、変化のための教育、及び安全で平等なコミュニティを作るための取り組みを行っている。

#### アクセスの容易さ

ORCC は英語でサービスを提供している。手話通訳、文化的通訳、交通費、託児のための限定的な資金がある。各種の資料はさまざまな言語、大きな活字、オーディオテープでも準備されている。業務時間中に利用できる TTY が設置されているのに加え、業務時間外には TTY にメッセージを残すことができる。このメッセージは秘密が守られる。ORCC のすべてのサービスは 1 階で受けることができ、完全に車椅子でアクセスできる (カウンセリングスペース、グループ室、トイレを含む)。移動や交通手段の問題がある女性には電話で支援を行う。

#### 公約

私たちは、そのサービスの責務の範囲内で、

- サービスを求めるすべての人を排除せず、平等に扱い、人種、言語、民族、ジェンダー、年齢、性的指向、社会経済的地位、個人の能力に関わる問題への敏感さを持つ。
- すべてのスタッフ／メンバーがこのプロトコールの内容と手順を熟知する。

#### サービスの対象者

何らかの形の性的暴力を経験したすべての女性。これには性的暴行、レイプ、子ども時代の性的暴行／虐待、近親相姦、セクシャルハラスメント、儀礼的虐待が含まれる。また、性的暴行を受けた女性の家族、友人、パートナー／配偶者にもサービスを提供している。私たちは以下を提供する (すべて無料で、秘密が守られる)。

- 24 時間ホットライン
- 個別のカウンセリング：緊急カウンセリング（6セッションまで）と長期カウンセリング（およそ1年）を含む。
- サポートグループ
- ワークショップ
- 現場研修
- 付き添い：警察、オタワ地域内の病院、裁判所
- 啓発プログラム：学校、カレッジ、大学、コミュニティ団体でのワークショップ／講習
- ボランティア研修
- 権利の代弁
- 家族、友人及びコミュニティ全体への情報とリソース
- オタワ地域で利用できるサービスへの男性の紹介

### 説明責任

ORCC では、提供するサービスの質や性質に関して問題点があれば担当のカウンセラーに伝えるよう奨励している。満足のない解決が得られないとき、カウンセリング・コーディネーター、及び最終的には ORCC 所長（Executive Director）に訴えることができる。また、ORCC の意見書（ORCC のロビーで入手できる）を使って匿名で問題を訴えることや、オフィスの留守番電話にメッセージを残すこともできる。すべての苦情や問題点は真剣に考慮され、ORCC の紛争解決プロセスに従って対応が行われる。要求があれば、紛争解決プロセスの資料の写しを配布する。

### サービスの利用方法

業務時間中にホットラインに電話することによって、緊急時の面談のスケジュールを決めることができる。長期カウンセリングやサポートグループへの参加を望む場合は、業務時間中にカウンセリング・コーディネーター（内線 29）に電話をする。紹介は不要。一部のサービスには順番待ちがある。

### 業務時間

**24 時間ホットライン**：24 時間、週 7 日

**オフィスの業務時間**：月曜日－金曜日、8:30a.m.－4:00p.m.

**TTY**：月曜日－金曜日、8:30a.m.－4:00p.m.

オフィス業務時間外に秘密厳守のメッセージを残すことができる。

カウンセリング・サービスには予約が必要である。

面談とサービスは、夕方を含め、通常のオフィス業務時間外に利用できるものもある。

グループセッションは、スケジュールにより、夕方にもオフィス業務時間中にも利用できる。

## 電話サービス

### ホットライン・カウンセラー 初期対応

1. ホットラインに電話が入ると、ホットライン・カウンセラーが、
  - a. 相談者が述べた問題とニーズに対応する。
  - b. 相談者が最近の性的暴行に関して電話してきたのであれば、まず、以下を含め、相談者の直接的な身体的安全を確認する。
    - i. 今、安全な場所にいるか。
    - ii. 加害者がどこにいるか知っているか。
    - iii. 身体的にけがをしているか。
    - iv. 直ちに医療または警察の介入が必要か。
    - v. この支援を求めるのに何らかの障害があるか。
2. 相談者が緊急の医学的ケアまたは警察の介入が必要であると述べたならば、ホットライン・カウンセラーは、911に電話するように促すか、緊急支援を得るために本人に代わってカウンセラーが電話することを申し出る。
3. 差し迫った危険がないならば、相談者が利用できる各種のオプションや選択肢とそれぞれの選択から起こりうる結果について話し合う。
4. 相談者が医学的ケアを必要としない、または警察に届け出ないことを選択した場合には、カウンセラーが引き続き危機介入と精神的支援を行う。また、カウンセラーは ORCC で得られるサービスについて話し合う。
5. 相談者が医学的ケアを受ける、または警察に届け出ること、またはその両方を選んだ場合には、カウンセラーは付き添いサービスを申し出る。相談者がホットライン・カウンセラーの付き添いを選んだ場合には、自分で警察署または病院に行き、そこでホットライン・カウンセラーと会う。
6. カウンセラーは、意見を述べたり、相談者の選択に先入観を与えず、相談者に自分でこれらの重要な決定をさせなければならない。ORCC のカウンセラーは、相談者の身体的ニーズを確認するために医学的ケアを受けることの重要性のみを強調する。

## 付き添い

### ホットライン・カウンセラー

ホットライン・カウンセラーは、かかってきた電話に対応すること、及び必要ならば付き添いを行うことに責任を負う。ホットライン・カウンセラーが相談者に会うのは、警察署、病院、または裁判所にて付き添いサービスを行うときに限られる。ホットライン・カウンセラーは以下を行わない。

- ORCC の相談者と車に乗るのを受け入れること
- ORCC の相談者を車で送迎すること
- ORCC の相談者とともにタクシーやパトカーで移動すること

ORCC は 1 日 24 時間いつでも付き添いを行うようあらゆる努力をするが、資源が限られていることから、常にこのサービスを提供すると保証することはできない。

## 病院

病院への付き添いの要請を受けたならば、付き添いカウンセラーは、

- a. オタワ病院市民キャンパスの SAPACP で提供されるサービスについて女性に伝える。相談者は別の病院を選ぶこともできるが、その場合は、SAPACP で得られる利益（医療のセクションを参照）を認識していなければならない。女性がオタワ地域外の病院を選んだならば ORCC が付き添いを行うことはできないが、その病院でどのようなことが行われると予想されるかを説明し、他のオプション（友人や家族に連れて行ってもらうなど）について話し合う。CHEO への付き添いは行わない。
- b. 病院で女性に会う手筈を整える。カウンセラーは、
  - 病院の住所を確認する。
  - 病院内のどこで女性に会うかを決める。
  - どのようにして女性がカウンセラーを認識するかを決める。
- c. 女性が情報に基づいて選択することができるように、被害届のオプションのすべてについて話し合っていることを確認する。
- d. 女性が被害届を出し、性的暴行証拠キットを利用することを望むならば、カウンセラーは、証拠を保存する必要性について知らせ、以下を選ぶことができることを伝える。
  - シャワーを浴びないこと
  - 可能ならばトイレに行かないこと
  - 状況により、何も飲んだり食べたりしないこと
  - 靴を含め、完全な着替え一式を病院に持っていくこと
  - 可能ならば、暴行が行われたときに着ていた衣服を持っていく、または着ていくこと

カウンセラーは、女性にはプロセスのどの段階でも自分が何をし、何をしないかを選択する権利があることを常に女性に知らせる。

- e. 女性が性的暴行証拠キットの利用を選択したとき、カウンセラーは、女性には以下のものを求める権利があるが、得られない可能性があることを伝える。
  - 他の患者と別の部屋
  - 医師と看護師が証拠キットの検査を行うときにカウンセラーにそばにいてもらうこと
  - すべての手順について事前に説明を受けること
  - 検査の途中でいつでも休憩を求めること、または証拠の一部の収集を拒否すること
- f. カウンセラーは、匿名で HIV 検査が受けられる場所の情報を含め、HIV 検査に関する情報も提供する。ORCC は、相談者に、病院で HIV の検査を受けず、匿名の検査を受けるというオプションがあることを知らせる。この時点での HIV 検査は性的暴行と関係なく、万一、検査結果が陽性であった場合には裁判において不利な形で利用される可能性がある。
- g. HIV 感染が自分にとって危険因子だと考えられるならば、新しい薬物治療についてたずねるように促す。
- h. 病院にいる間に性感染症と妊娠検査について情報を求めるように促す。

## 警察

警察署への付き添いを求められたならば、ホットライン・カウンセラーは、

- a. 警察署で女性に会う手筈を整える。
  - 女性が適切な警察部隊と警察署を決定するのを支援する。
  - 警察署内のどこで女性に会うかを定める。
  - どのようにして女性がカウンセラーを認識するかを定める。
- b. 女性が情報に基づいて選択をすることができるように、届け出のオプションについて話し合う。
- c. ORCC の支援スタッフの主な役割は、被害届を出す女性を精神的に支えることである。支援スタッフは女性に代わって発言せず、女性が以下を求めることができることを伝える。
  - プライベートな場所で話をする
  - 女性の警察官
  - 事情聴取の間の休憩
  - 質問の内容と目的の明確化

- 支援スタッフは、スタッフが事情聴取の際にそばにいることの意味について女性と話し合う。たとえば、加害者が起訴されたならば、ホットライン・カウンセラーが証人として呼ばれる可能性がある。

支援スタッフは以下を行わない。

- 相談者の信頼性を判断する、またはそれについて意見を述べること
  - 完全な供述書の作成に責任を負うこと
- d. カウンセラーが付き添う際、警察からの求めに応じてカウンセラーが提供する情報は以下に限られる。
- 自分の氏名
  - さらに情報を得るための ORCC の電話番号
  - ORCC の郵便宛先

ORCC は以後、必要に応じ、支援スタッフと警察の連絡役となる責任を引き受ける。

## フォローアップ

### ホットライン・カウンセラーまたは支援スタッフ

最初の緊急介入の後、その場所を離れる前に、(適切な場合) ホットライン・カウンセラーは、

- a. その後の支援と情報を得るためにホットラインに電話するように女性に勧める。
- b. ORCC で利用できる他のサービスとプログラムについて話し合い、面談の予約をするために業務時間中にホットラインに電話をするか、継続的な支援やカウンセリングに関心がある場合にはカウンセリング・コーディネーターに電話するように勧める。
- c. ORCC は裁判への付き添いもできることを知らせる。女性は、裁判所に行く日が決まったならば、業務時間中にホットラインに電話して、付き添いの手配を求めることができる。このサービスを利用するには事前(少なくとも1週間前)に連絡することが必要である。
- d. HIV やその他の性感染症の検査を匿名で受ける必要性について話し合い、それらのサービスを利用する方法について伝える。
- e. 性的暴行の結果妊娠したときにはどのようなオプションがあるかを話し合う。
- f. オタワ地域で利用でき、女性に関心を持つ可能性のある他のプログラムやサービスについて話し合う機会を提供する。
- g. 安全に帰れる場所(友人、家族など)があることを確認する。

## 裁判所への付き添い

ORCC は性的暴行の訴訟（民事及び刑事）にかかわる女性に裁判手続きの全過程を通して付き添いサービスを提供する。このサービスは、これまでに ORCC のサービスを利用したことのある女性も、初めて ORCC に相談する女性も利用できる。付き添いは ORCC の能力及ぶ限り全力で行われ、ORCC はこの要求に応えるようあらゆる努力をする。前もって（少なくとも 1 週間前に）連絡することが必要であり、裁判の全過程にスタッフが付き添うという保証はできない。ORCC はこのサービスを求める女性のニーズに応えるよう力を尽くしている。

## 対面サービス

ORCC のすべてのサービスは無料であり、秘密が厳守される。ORCC のカウンセリングチームが女性に何かをするように指示することはない。ORCC は、自分のニーズ、及び自分にとってどのようなサービスが最も助けになるかを一番よく判断できるのは女性本人であると確信している。

最近または過去に性的暴力を経験した女性は緊急カウンセリング（最高 6 セッション）を受けることができる。最近に暴行を経験した女性が優先される。業務時間中にホットラインに電話することによって予約を取ることができる。ORCC は、女性が自分で電話をし、自分でサービスを求めることが重要であると考えている。

ORCC では、性的暴力を経験した女性の長期的なカウンセリングも行っている。長期カウンセリングやグループサービスについて問い合わせたいときには、カウンセリング・コーディネーター（内線 29）に電話をする。カウンセリング・サービスにはしばしば順番待ちがあることに注意していただきたい。

年間を通じて、さまざまな規模、さまざまなテーマのサポートグループやセラピーグループの活動が行われている。サポートグループについて情報を求めるときには、カウンセリング・コーディネーターに電話をする。

ORCC では、最近 ORCC のサービスを利用した女性のための権利の代弁も行っている。このサービスは（資源が許す範囲で）性的暴力に関連した問題で支援を必要とする女性にも利用できる。これには、犯罪被害補償委員会への申請、住宅の問題に関する手紙を書くこと、他のコミュニティリソースを探ることなどの支援が含まれる。この支援を必要とする場合は、カウンセリング・コーディネーターに電話をする。権利代弁のための面談は、1 週間以上前に予約することが望ましい。

支援者のためのカウンセリング・セッションも行われている。

### エキゾチックダンサー・アウトリーチ・プログラム

このプログラムは、オタワ地域のエキゾチックダンサーに対してアウトリーチ、権利の代弁、啓発活動、フェミニストカウンセリング、支援を行うものである。このプログラムには、8週間のサポートグループであるエキゾチックダンサー・パワープログラムが含まれる。これまでのセッションでは、コミュニケーションスキル、紛争解決、セルフケアと自尊心、その他参加者が提起したテーマが取り上げられている。

この活動に関する情報は、プログラム・コーディネーター（内線 42）で得ることができる。

### オタワ＝カールトン拘置所プログラム

1992 年から実施されているこのプログラムは、女性に対する暴力の問題に関するワークショップ、及び必要に応じて個別の緊急カウンセリングを行っている。主要なワークショップのテーマには、子どものころに虐待を受けた大人のサバイバーを中心とした児童虐待（身体的、精神的、性的）、妻／パートナーへの暴行、性的暴行が含まれる。これらのワークショップでは被害者／サバイバーの長期的な影響と癒しのプロセス（地域の社会サービス機関を含む）などが取り上げられている。

また、このプログラムでは女性と HIV、薬物とアルコールへの依存、その他女性の参加者が決定したテーマに関するセッションも行われている。

### その他のサービス

#### 啓発活動

啓発活動プログラムは、性的暴力に関連したすべての問題について情報提供と教育を行うことを目的としている。ORCC は要望に応じて、学校や各種のコミュニティセンター／組織でプレゼンテーションを行っている。ORCC が特に力を入れているのは、高校を訪れ、デート／顔見知りレイプ、レイプドラッグ、健全な関係と不健全な関係について生徒たちに話をするることである。性的暴力とは何か、法はどのように規定しているか、サバイバーはどこで支援を受けられるかについてよりよく理解することが必要である。性的暴力に関して多くの人々が未だに古い俗説を信じていることに気づいている私たちにとって、最も大きな課題は、俗説を払拭し、事実を知ってもらうことである。

ORCC は、反抑圧の枠組みを用いて、サービスの利用に障壁のあるコミュニティに手を差し伸べている。啓発活動プログラムの目標は、できる限り多くの人々に情報を伝え、安全を確保して生き延びるツールを女性に与えることである。

また、ORCC は、女性と子どもに対する暴力についての市民の意識を高めるため、Take Back the Night March、12月6日のVigil、国際女性デーなど、各種のコミュニティイベントの開催も支援している。

啓発活動コーディネーターに連絡するには内線 31 に電話する。

### ボランティア研修

ORCC はホットラインのボランティアとして活動したいと考える女性たちを対象に、年 3 回、42 時間の研修プログラムを実施している。また、年 2 回、18 時間以上の啓発活動ボランティアの研修も行っている。ORCC のボランティア活動に関心を持つ女性には面接が行われる。ボランティア研修についての詳しい情報はボランティア・コーディネーター（内線 22）にたずねることができる。

### 暴力追放女性教育 (WAVE) プロジェクト

Wave プロジェクトは、性的暴力に関する認識を高め、さまざまな文化を取り込んだ形で移民や難民の女性の特別なニーズに対応する方法を見つけるため、アウトリーチ活動やルワンダ女性のサポートグループの運営のほか、オタワのある高校において若い移民女性の性的暴力の問題についての討論の促進などを行っている。

### 記録

ORCC はすべての相談者に対して、(記録保管と記録開示の方針に従い) 面談とセッションの記録の維持に関する本人の権利を伝えている。最初の面談のときに、記録の内容、及び匿名性と記録保管に関するオプションを説明する。記録に関する本人の選択が尊重される。

## プロトコールのコミュニティ組織： カウンセリング／サポート—CALACS

### CALACS オタワフランス語圏支援センター (Centre francophone d'aide et de lutte contre les agressions a caractere sexuel)

---

c/o 40 Cobourg St.,

Ottawa, Ontario K1N 8Z6

オフィス電話 ..... (613) 789-8096

24 時間情報／サポートライン ..... (613) 789-9117

TTY ..... (613) 789-9596

ウェブサイト：[www.calacs.ca](http://www.calacs.ca)

CALACS オタワフランス語圏支援センターは、女性のために女性が運営する非営利のフェミニスト組織である。私たちは、性的暴力をなくすことを目的とし、フランス語を話す女性の性的暴力被害者に各種のサービスを提供している。

#### アクセスの容易さ

聴覚に障害のある人は午前 9 時から午後 4 時まで受け付けの TTY を利用することが奨励される。午後 4 時以降は TTY の留守番電話にメッセージを残すことができる。最初の電話を受けたあと、CALACS は、移動困難者がセンターを利用しやすいように手配する。手話通訳、文化的通訳、交通費の補助、託児のための資金がある。CALACS のサービスは女性の個別のニーズを反映している。

#### 公約

私たちは、そのサービスの責務の範囲内で、

- サービスを求めるすべての人を排除せず、平等に扱い、人種、言語、民族、ジェンダー、年齢、性的指向、社会経済的地位、個人の能力に関わる問題への敏感さを持つ。
- すべてのスタッフ／メンバーがこのプロトコールの内容と手順を熟知する。

#### サービスの対象者

16 才以上で、オタワに住み、フランス語を話し、子ども時代の性的虐待、近親相姦、レイプ、性的暴行、セクシャルハラスメント、儀礼的虐待、戦争の暴力を含む性的暴力の被害者であるすべての女性。

私たちは以下を提供する。

- 1 日 24 時間、週 7 日の情報／サポートライン
- 個別のサポートと付き合い

- サポートグループ
- テーマ別のワークショップ
- リソースセンター
- 啓発、防止、プロモーションプログラム
- ボランティア研修プログラム

### 説明責任

CALACS で提供されるサービスの質または性質に関する問題は、スタッフメンバーに伝えることができる。CALACS は相談者からの問題、不満、苦情に関する方針と手順を定めている。CALACS は、妥当な期間内にそれらに対応すること、及び方針と手順について情報を提供することに力を注いでいる。

### サービスの利用方法

すべてのサービスは、オフィスの電話、情報／サポートラインまたは TTY に電話をすることによって利用することができる。紹介は不要。

### 業務時間

情報／サポートライン：1日24時間、週7日

オフィスの電話：月曜日－金曜日、9:00a.m.－4:00p.m.

TTY：月曜日－金曜日、9:00a.m.－4:00p.m.

個別のサポートサービスには予約が必要である。一部のサービスは業務時間外にも利用できる。

### 手順

電話相談

情報／サポートラインでの電話を受けると、

1. 相談者が述べた問題とニーズにサポートスタッフが対応する。
2. 相談者が最近の性的暴行について電話している場合には、サポートスタッフはまず、以下を含め、相談者の当面の身の安全を確認する。
  - 女性が今どこにいるか
  - 加害者のいる場所
  - 自分で認識できる身体的なけが
  - すぐに医学的ケアや警察の介入が必要か
3. 相談者が医学的ケアまたは警察の介入が必要であると述べたならば、サポートスタッフは、緊急支援を得るために、911に電話するように女性に促すか、本人に代わってカウンセラーが電話することを申し出る。

差し迫った危険がないならば、相談者が利用できる各種のオプションや選択肢とそれぞれの選択から起こりうる結果について話し合う。サポートスタッフは、性的暴行・パートナー虐待ケアプログラム (SAPACP) について、及び医学的ケアを求めることを選択したときにそのサービスを利用する利点について女性に伝える。

4. 女性が医学的ケアも警察への届け出もしないと選択した場合には、サポートスタッフはその選択を尊重し、引き続き情報と支援を提供する。また、サポートスタッフは CALACS で得られるサービスについて話し合う。
5. 女性が警察に届け出ることを選択したならば、サポートスタッフは誰かに付き添ってもらうことの重要性を強調し、付き添いサービスを申し出る。

### 継続的サービス

CALACS のサービスはすべて無料であり、秘密が厳守される。女性はサポート／情報ラインに電話をするか、業務時間中にオフィスの電話を利用することによって予約を取ることができる。

1. 情報／サポートライン：サポートスタッフが電話をかけ返すことができるように、相談者はファーストネームと電話番号を伝えなければならない。相談者が連絡先情報を伝えることができないときには、月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 4 時まで、オフィスの電話で話をするができる。
2. 緊急面談 (1 週間以内)：相談者は 1 回または 2 回の緊急／サポートセッションを予約することができる。
3. 個別サポート：フォローアップの個別サポートセッション。第 1 回セッションは最初の連絡から 2 週間以内に行われる。個人サポートセッションが始まるまでには順番待ちの期間がある場合がある。
4. サポートグループ：サポートグループは通常、週 3 時間ずつ 16 週間継続する。このグループには参加申し込みが必要であり、参加者の人数も限定されている。順番待ちの期間は長いことも短いこともある。
5. 年間を通じて、各種のワークショップを開催しており、参加人数もさまざまである。

### 付き添い

資源が限られていることから、CALACS は業務時間外の付き添いサービスを保証することはできない。他のサービスの要請と同じく、CALACS では緊急度を判断し、女性のニーズに対応する付き添いサービスを提供する、または提供してくれる他の組織を見つけるよう努力する。

このサービスを利用したいと考える女性は、そのニーズに従って付き添いの準備をするために、まず CALACS のサポートスタッフに会う必要がある。付き添いプログラムではサポートと権利の代弁を行う。

### 病院へ：SAPACP、市民キャンパス

CALACS は SAPACP がサポートと権利の代弁を行っていることを認識しており、このサー

ビスの利用を望む女性にそれを伝える。

それでも、女性は付き添いを望むことができる。

女性が病院に行くことを選択したならば、

1. サポートスタッフは **SAPACP** で提供されるサービスと、医学的ケアを求めることを選択したときにそのサービスを利用する利点について女性に伝える（医療サービスのセクションを参照）。
2. 女性がオタワ地域外の病院に行くことを選択した場合には、**CALACS** が付き添いサービスを行うことはできないが、それぞれの地域のサポートサービスに紹介することができる。

女性に付き添うサポートスタッフは、

1. 病院で女性に会うために必要な手筈を整え、女性に交通手段があることを確認する。
2. 女性が行きたい病院の名前と住所を確認する。
3. 病院内で女性と会う場所を決める。
4. 女性が情報に基づいて選択できるように、被害届に関するすべてのプッシュンについて話し合っていることを確認する。
5. 女性が警察に被害届を出すことを選択した場合、または後にそれを選択する可能性があると考えられる場合、性的暴行証拠キットの利用を望むならば、証拠を保存する必要性、及び以下の選択肢があることを伝える。
  - 入浴をしない、またはシャワーを浴びないこと
  - 可能ならばトイレに行かないこと
  - 状況により、何も飲んだり食べたりしないこと
  - 靴を含め、完全な着替え一式を病院に持っていくこと
  - 可能ならば、暴行が起こったときに着ていた衣服を持っていく、または着ていくこと

サポートスタッフは、女性にはプロセスのどの段階でも自分が何をし、何をしないかを選択する権利があることを知らせる。

1. 女性が **SAPACP** 以外の病院に行くことを選択し、警察に被害届を出したいと考え、または後にそれを望む可能性があると考え、性的暴行証拠キットの利用を望む場合、カウンセラーは女性に以下の権利があることを伝える。
  - フランス語でサービスを受けること
  - 他の患者とは別の部屋を準備してもらうこと
  - 証拠収集の間、リソースパーソンにそばにいてもらうこと
  - 検査の途中でいつでも休憩を求めること、または証拠の一部の収集を拒否すること

と

- プロセスが開始される前に説明を受けること
2. サポートスタッフは、その病院で HIV 検査を受けず、AIDS/性的健康情報ライン (613-563-7432) に電話することによって匿名の HIV 検査を受けることを勧める。  
(現在の HIV 検査は、血清反応が陽性であってもそれが暴行によるものと示すわけではない。万一陽性であったとき、それは裁判で不利な証拠として用いられる可能性がある。)

## 警察

警察署への付き添いを求められたとき、サポートスタッフは、女性にその重要性を確認し、以下を行う。

- 女性が情報に基づいて選択できるように、届け出のオプションについて話し合う。
- 暴行が行われた場所を判断する。
- オタワ警察、オンタリオ州警察、王立カナダ騎馬警察 (RCMP) のうちのどれに届け出るべきか、またどの場所にある警察署に届け出るべきかを女性が決定するのを支援する。
- 警察署内で女性と会うために必要な手筈を整える。
- 以下を求めることができることを女性に伝える。
- フランス語でサービスを利用すること
- プライベートな場所で話をする
- 可能ならば女性の警察官
- 質問の内容と目的の明確化
- 調書を作成する警察官の氏名と事件番号を書いたカード

サポートスタッフは以下を行わない。

- 女性または警察官に代わって話をする
- 女性の信頼性について意見を述べる
- 完全な供述書の作成に責任を負う

サポートスタッフが警察からの求めに応じて提供する情報は以下に限られる。

- 自分の氏名
- CALACS の電話番号
- CALACS の郵便宛先

THE OTTAWA SEXUAL ASSAULT PROTOCOL  
COMMITTED TO WORKING TOGETHER  
JANUARY 2006 (仮訳)

CALACS は、必要に応じ、利用者と警察の連絡役となる責任を引き受ける。

### 裁判所への付き添い

CALACS は性的暴行に関わる訴訟（民事及び刑事）に関して女性への付き添いを行う。CALACS は付き添いサービスを提供するよう能力の範囲で最大限の努力をする。少なくとも 1 週間前に連絡してもらうことが必要であり、裁判の全過程に同じカウンセラーが付き添うという保証はできない。

### 記録

CALACS は、以下の基本原則に従って記録を保存する。

- 秘密を守る。
- 利用者自身と情報を共有する。
- 信頼関係を築く。

記録を取ることによって継続的な質の高いサービスを提供することができ、また情報の移転を促進するのにも役立つ。フォローアッププロセスにおいても、利用者とサポートスタッフの両方が必要に応じて記録を参考にすることができる。

最初の面談のとき、記録保存及び匿名性のオプションに関する CALACS の方針と手順が利用者に伝えられる。記録保存を望まないときには、ファーストネームと電話番号だけが記録される。しかし、匿名性を保ちながら記録を保存するという方法を選ぶこともできる。

CALACS は秘密とプライバシーに関する女性の権利を強く確信しており、裁判所において、必要な限りあらゆる手段を用いてこの権利を擁護する。